

市第58号議案

横浜市地球温暖化対策実行計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条の規定に基づき、横浜市地球温暖化対策実行計画を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市地球温暖化対策実行計画

第1 背景・目的

1 計画改定の趣旨

横浜市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、本市が温室効果ガスの排出の削減などを行うための施策に関する事項を定めるもので、2011（平成23）年3月に策定し、2014（平成26）年3月及び2018（平成30）年10月に改定を行いました。

その後も、気候変動が影響していると考えられる異常気象が世界各地で見られ、日本においても豪雨災害や猛暑等、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しています。人間の活動による地球温暖化の進行に伴い、例えば、集中豪雨による浸水や猛暑による熱中症のリスクが一層高まることが予想されています。さらに、気候変動の影響は長期に渡って継続し、生物多様性の損失に大きな影響を与えます。私たちの暮らしを支える健全な生態系を保全し、豊かな水や緑のある環境を守ることからも、「パリ協定」の掲げる2℃目標、1.5℃に抑える努力目標に向けて、世界全体が協力して気候変動対策を進める

必要があります。

欧州を始めとした国々が2050年カーボンニュートラルを表明する中、日本も2020（令和2）年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、その後、国の2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標が、従前の2013（平成25）年度比26%削減から46%削減に引き上げられ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されました。

本市は、前回2018（平成30）年の実行計画の改定において、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現を掲げました。そして、2021（令和3）年6月には、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図ること等を目的とした横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例（以下「脱炭素条例」という。）が施行され、2022（令和4）年2月、令和4年度の市政運営の基本方針において、国の目標を上回る2030年度削減目標50%削減を掲げました。

このような、国の削減目標の引上げなどの国内外の動向や、本市のこれまでの動向等を踏まえ、本市の新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標を掲げるとともに、その達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組を一層推進するため、実行計画の改定を行います。

2 計画の位置付けと関連計画

(1) 計画の位置付け

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項の温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定

める計画（「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）及び気候変動適応法第12条の「地域気候変動適応計画」であり、脱炭素条例第7条に基づく、「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」となります。

(2) 計画期間

計画期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までとします。

(3) 関連計画

実行計画は、本市の環境基本計画である「横浜市環境管理計画」の分野別計画に当たり、横浜市中期計画との連動及び他の分野別計画との連携を図りながら、生物多様性の保全を含め環境への配慮も踏まえた地球温暖化対策を推進します。

3 地球温暖化の現状と国内外の動向

(1) 地球温暖化の現状

地球温暖化は、人間の活動により排出された温室効果ガスが、熱を多く吸収することで気温が上昇する現象をいいます。産業革命以降、化石燃料の大量消費により温室効果ガスが大量排出され、大気中の二酸化炭素（以下「CO₂」という。）濃度が増加しています。

2021（令和3）年8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことについて疑う余地がない」と初めて断定されました。

21世紀の終盤における世界平均地上気温は、厳しい地球温

暖化対策を取らなかった場合（SSP5-8.5シナリオ）に 3.3～5.7℃（平均約4.4℃）上昇すると予測されています。

2021（令和3）年は、6月に米国本土の月平均気温が1895年以降で最も高くなったほか、米国やカナダで多数の大規模な山火事が発生する等の災害が発生しました。日本でも、夏季に真夏日や猛暑日の日数が増加するという影響が表れています。

(2) 本市の気温・豪雨の経年変化及び将来予測

ア 気温の経年変化及び将来予測

本市の年平均気温の経年変化には上昇傾向が表れており、100年当たり1.9℃上昇しています（統計期間：1897～2018年）。また、真夏日と熱帯夜の日数が増加傾向である一方、冬日の日数には減少傾向が見られ、地球温暖化の影響のほか、都市化によるヒートアイランド現象の影響も表れていると考えられます。

将来の見通しとしては、現在と比較して将来気候（2075～2095年）では平均気温が約4℃上昇すると予測されており、猛暑日が約40日増加すると予測されています。

イ 豪雨の経年変化及び将来予測

横浜地方気象台で観測された年降水量の経年変化には変化傾向が確認できない一方で、神奈川県内平均による1時間降水量50mm以上の発生回数は将来気候において増加すると予測されています。

(3) 国外の主な動向

2015（平成27）年の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、先進国・途上国の区別なく、地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）などを掲げています。

2018（平成30）年にIPCCより公表された「1.5℃特別報告書」では、気温上昇が2℃の場合と1.5℃の場合とでは生態系や人類への影響に明確な差異があることが報告されています。そして、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないためには、世界全体の人為起源のCO₂の排出量が2030（令和12）年までに2010（平成22）年比で約45%減少し、2050年前後に「正味ゼロ」に達する必要があることが示されました。この報告を契機に、2050年から今世紀後半にかけてカーボンニュートラルを達成するという目標が世界各国で掲げられるようになりました。

2021（令和3）年に英国で開催されたCOP26で「グラスゴー気候合意」が決定され、「パリ協定」締結時に努力目標とされていた1.5℃目標の達成のための努力を継続することが合意されました。

(4) 国内の主な動向

国は、地球温暖化対策推進法に基づき、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%

減、2050年に80%削減するという目標の下、地球温暖化対策を進めてきました。

そして、2020（令和2）年10月、国は2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021（令和3）年4月には温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%減に引き上げ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

これらを踏まえ、地球温暖化への対応において成長が期待される重点分野の今後の取組を明記した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月）」や、地域の成長戦略を示すことで脱炭素先行地域を創出し、そのモデルを全国に伝ばさせるという道筋を示した「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月）」が策定されました。

また、2021（令和3）年10月には、「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」及び「気候変動適応計画」が閣議決定され、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標46%減に向けた緩和策と適応策、エネルギー政策についての新たな方針が掲げられました。

環境省は、2022（令和4）年5月の地球温暖化対策推進法の改正において、株式会社脱炭素化支援機構を設立することを決定しました。脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者などを支援するために財政投融資を活用することを目的としたものであり、新たなビジネスモデルの構築を通じて数兆円規模の脱炭素投資の誘発を目指しています。

経済産業省は、2022（令和4）年2月に、野心的な炭素削減目標を掲げる企業群が排出量削減に向けた投資を行いつつ、目標の達成に向けた自主的な排出量の取引を行う枠組みである「GX（グリーントランスフォーメーション）リーグ基本構想」を公表し、440社が賛同を表明しました。今後、GXリーグの本格稼働に向けた議論が行われ、2023（令和5）年度にGXリーグが本格稼働される予定です。

(5) 経済界の主な動向

一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、2020（令和2）年12月に「2050年カーボンニュートラル（Society 5.0 with Carbon Neutral）実現に向けて一経済界の決意とアクションー」という行動計画を公表し、2050年カーボンニュートラル実現のために、政府とともに不退転の決意で取り組むことを表明しています。

ファイナンスの面では、G20の要請を受けて設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）が、2017（平成29）年6月に「TCFD提言」を公表しました。TCFD提言では、気候変動関連の4つの項目（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）の情報を開示することを企業などに対して推奨しています。

このような非財務情報を金融機関や投資家に開示することで、企業へのESG（Environment／Social／Governance）投資の促進が期待され、2022（令和4）年5月現在、世界全体で約3,400の企業・機関（うち日本では878の企業・機関

）がTCFDに対して賛同を示しています。

このような企業の取組を評価するイニシアティブが増えてきており、Science Based Targets（SBT）では、「パリ協定」が求める1.5°C目標と科学的に整合した温室効果ガス排出削減目標を掲げる企業を認定しています。2022（令和4）年3月末時点で、世界で1,267社（うち日本企業は173社）がSBTの認定を受けています。

SBT認定を取得している日本企業が、主要サプライヤーにSBTと整合した削減目標の設定を求めるなど、サプライヤーに排出量削減を求める企業が増加しており、大企業だけでなく、サプライチェーン全体での脱炭素化の動きが加速しています。また、事業者自らの排出量だけでなく、事業活動に関するサプライチェーン全体での排出量の削減が重要視されてきており、Scope 3排出量の算定・削減に関する取組も進んでいます。TCFD提言、CDP、SBTのようなイニシアティブでも、Scope 3排出量を含むサプライチェーン排出量の把握と削減が要求されています。

(6) 本市の主な動向

本市では、地球温暖化対策推進法に基づき、2011（平成23）年に実行計画を策定し、2018（平成30）年の改定において、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を掲げました。

本市は、2020（令和2）年12月から2021（令和3）年6月に開催された「国・地方脱炭素実現会議」に構成員として参加しました。第1回会議では、脱炭素化に意欲的な市町村の

声を取りまとめて提案することを表明し、2021（令和3）年2月には、2050年CO₂排出実質ゼロを表明している全国の市区町村に呼び掛け、「ゼロカーボン市区町村協議会（会長：横浜市）」を設立し、国に提言するなどの取組を行っています。

2021（令和3）年6月に、脱炭素条例が施行されました。本条例は地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展をもって、市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に寄与することを目的としており、市・市民・事業者の責務を定めたほか、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に関すること、関連産業の支援、研究開発の促進、建築物の再エネ導入などの促進、環境学習の促進及び知識の普及啓発について、措置を講ずるものとしています。

2022（令和4）年4月、環境省が公募した第1回「脱炭素先行地域」に本市と一般社団法人横浜みなとみらい21が共同提案し、「みなとみらい21地区」が選定されました。参画施設を中心とした地域の皆様と共に、2030（令和12）年度までに「民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ」などの実現を目指すもので、電力の脱炭素化、省エネルギー（以下「省エネ」という。）・エネルギーマネジメントなどの取組に公民連携で挑戦しています。

4 本市の基本情報

(1) 人口

本市は、基礎自治体として最大の人口約378万人（2021（令和3）年）、世帯数は約177万世帯（2021（令和3）年）

となっています。

日本の人口は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されています。また、団塊の世代の方々が全て75歳以上となる2025（令和7）年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されるなど、諸外国と比較しても、少子高齢化の動きは進行しています。

そのような中で、これまで増加傾向にあった本市の人口も、昨年1年間で4千人以上減少し、戦後初のマイナスとなるなど、人口減少の兆しが見え始めています。横浜市将来人口推計（2017年度）に令和2年国勢調査数値を簡易に反映した見通しにおいても、人口のピークは2021（令和3）年の3,779,510人と推計されるなど、本市は、今後本格的な人口減少社会に突入していくことが見込まれます。

(2) 地勢及び土地に関する基礎情報

本市の地形は、丘陵地、台地・段丘、低地及び埋立地に分けられます。丘陵地は本市中央部よりやや西寄りに分布し、本市を南北に縦断しています。さらに、この丘陵地の東西に下末吉台地、相模原台地があるとともに、台地や丘陵地を刻む河川の谷底低地と沿岸部の海岸低地があります。海岸部には埋立地が造成され、海岸線はほとんどが人工的な地形に改変されています。この起伏に富んだ丘陵地や河川等により、広域的に連続した水・緑環境を有しています。

(3) 地域特性

本市のおおむねの地域特性は次のように分けられます。

ア 都心部（横浜都心、新横浜都心）

高次の業務、商業、文化、観光、交流等の機能が集積した、魅力と活気あふれる拠点地区です。

イ 臨海部

工業地、内港地域、港湾物流地域から構成されています。工業・港湾機能・物流の拠点となっています。

ウ 都心・臨海周辺部

都心及び臨海部の周辺に位置しており、市街地を望む丘や海を望む丘といった緑がある一方で、都心へのアクセシビリティが良いためから住戸密度が高い地域となっています。

エ 郊外部（北部方面、西部方面、南部方面）

駅周辺に生活拠点、商業・業務地、産業・流通業務地や郊外住宅地等が集積している地域で、特に北部方面では人口増加が進んでいる傾向にあります。また、本市の水・緑環境の重要な拠点である「緑の10大拠点」を中心としたまとまりのある緑豊かなまちづくりも進められています。

本市は、臨海部を中心として、エネルギー関連産業や製造業、グローバル企業の研究開発拠点が集積しており、イノベーションを創出するポテンシャルを有しています。

5 市域の温室効果ガス排出量・エネルギー消費量

(1) 市域の温室効果ガス排出量

2020（令和2）年度の市域からの温室効果ガス総排出量（速報値）は、前年度比で7.4%減の1,648万トン-CO₂となり、2013（平成25）年度をピークに7年連続で減少しまし

た。また、温室効果ガス排出削減目標の基準年である2013（平成25）年度比で24%減少しています。

温室効果ガスの種類別では、CO₂の排出量が最も多く、排出量全体の約98%、1,609万トン-CO₂となっています。

本市の2020（令和2）年度のCO₂排出量のうち、家庭部門からの排出が約3割を占め、国の部門別の排出構成比と比較すると、本市では家庭部門及びエネルギー転換部門の排出の割合が大きくなっています。

2020（令和2）年度のエネルギー起源CO₂排出量は、前年度比7.4%減、2013（平成25）年度比25%減となり、家庭部門以外は前年度から減少しましたが、家庭部門においては、約10%増加しました。

2020（令和2）年度は、国と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による増減が本市の各部門で見られます。家庭部門での増加の要因として、在宅時間の増加などが考えられ、産業部門での減少の要因として、経済活動の停滞などが考えられます。

(2) 市域のエネルギー消費量

本市における2020（令和2）年度のエネルギー消費量は204ペタジュールとなり、前年度比7.9%減、2013（平成25）年度比では20%減となりました。特に、産業部門やエネルギー転換部門で前年度からの減少幅が大きくなった一方で、家庭部門のエネルギー消費量は増加しました。また、家庭部門のエネルギー消費量が最も大きく、次いでエネルギー転換部

門、運輸部門の順となっています。

エネルギー種別では、石油系燃料のエネルギー消費量が最も大きく、次いで電力、都市ガスの順となっています。

6 前実行計画の進捗状況

前実行計画では、「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、8つの基本方針ごとに計画の進捗の目安となる管理指標を設定しました。

業務床面積当たりの排出量や地球温暖化対策計画書及び報告書提出数を始め、5つの実績が目安を上回った一方、市内の再エネ設備導入量や新築住宅のうち省エネに配慮した住宅の割合等の6つの実績が目安に届いておらず、今後の取組の一層の推進が必要となります。

7 前実行計画の進捗を踏まえた実行計画改定の考え方

改定に当たっては、本市の目指す姿「Zero Carbon Yokohama」を継承しつつ、以下の課題や都市の将来像を象徴的に示す新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標（50%削減（2013（平成25）年度比））を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現を加速度的に進めるため、次の考え方を整理しました。

(1) 改定に当たっての課題

ア 市内の再エネ設備導入量や新築住宅のうち省エネに配慮した住宅の割合等、温室効果ガスの削減に寄与する管理指標の実績が2020（令和2）年度の目安に届かず、今後、更なる対策が必要となること

イ 脱炭素条例の目的や、経済産業省が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等と言及さ

れているように、これまで負担とされていた地球温暖化対策を、企業の成長の原動力とすることが求められていること

ウ 本市の温室効果ガス排出量の特徴である家庭部門の排出割合が高いことを踏まえ、市民が脱炭素型のライフスタイルで快適に過ごせるよう新たな対策が必要なこと

エ 市内中小企業が企業経営や活動に脱炭素の要素を取り入れていくことで、世界的なサプライチェーン全体の脱炭素化への移行を円滑に進めていくこと

(2) 改定に向けた考え方

ア 前実行計画で示した「Zero Carbon Yokohama」や横浜の将来像を踏襲しながら、脱炭素条例の趣旨を踏まえ、2050年の横浜の将来像を再定義します。

イ 2050年の脱炭素社会の実現を見据えながら、2030年度温室効果ガス50%削減（2013（平成25）年度比）に向けて、基本方針を再設定するとともに、特に市内経済の循環・持続可能な発展や市民・事業者の行動変容に資する取組を重点取組とします。

ウ 2030年度目標の達成に向けて、現在の技術などを最大限に活用することや、2050年に向けて、新たなイノベーションを創出することを見据えた、中長期的な対策を位置付けます。

エ 今改定に合わせて、関連する計画（横浜市再生可能エネルギー活用戦略など）を実行計画に統合します。

第2 基本的考え方

1 脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」

本市は、2018（平成30）年10月に実行計画の改定を行い、2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現を掲げ、目指す姿（ゴール）とするとともに5つの横浜の将来像を示し、市民や事業者の皆様と共有してきました。

2050年カーボンニュートラル宣言以降、脱炭素に対する関心が一層高まっており、社会情勢は大きな変革期を迎えています。サプライチェーン全体を脱炭素化するため、参加企業に脱炭素経営を求めることや、Z世代と呼ばれる若い世代が将来への不安から高い関心を持ち、SNS等を活用して呼びかけるなど、日常生活や企業活動に大きなうねりをもたらしています。

また、気候変動の影響は気候危機と呼ばれ、100年に一度の災害級の大雨を頻繁に降らせるなど、道路や河川等の都市インフラの保全や防災・減災の考え方にも大きな影響を及ぼしていると言えます。

このような変化に対応し、2050年の脱炭素社会の実現という目標に挑戦し、達成するためにも、明確なビジョンを市民・事業者の皆様と共有し、その実現に必要な技術・経済社会システム、ライフスタイルの変革に向けて一丸となって進む必要があります。

そのため、実行計画の改定に当たって、改めて脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」を見直し、「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」とするとともに、「脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち」、「脱炭素を原動力

として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち」及び「脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち」の3つを目指すまちの姿としました。

2 目指すまちの姿

3つの目指すまちの姿について、2050年に実現したときのイメージをそれぞれ示します。

(1) 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち

日常的な暮らしや行動において、脱炭素化に貢献する脱炭素ライフスタイルを実践しながら、快適に過ごすことができるまちの形成を目指します。

実現したイメージ

ア 全ての世代が気候変動対策の重要性を認識し、使用機器や行動における省エネ対策や再エネの利用、脱炭素化に資する製品・サービスの利用等、自然と脱炭素に配慮した行動を取る脱炭素ライフスタイルが定着しています。

イ 最高レベルの断熱・気密性能を備えたZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの「省エネ性能のより高い住宅」や、環境に優しいエネルギーの選択が一般的となり、健康で快適かつ温室効果ガスの発生を抑制した生活を送っています。

ウ リデュース・リユース・リサイクルの3Rの取組に加え、環境に優しい商品の選択が日常的となり、資源消費の最小化・循環的な利用により、資源を有効利用し、廃棄物の発生を抑止しています。

エ 地域活動に多くの市民が参加し、脱炭素の取組の実施に

加え、緑の保全や創造が図られる等、風の道にもなる水と緑のネットワークが形成され、暑熱環境も緩和されています。

オ 気候変動の影響による災害の激甚化に対し、市民・事業者・市等の主体が連携し、自助・共助・公助の取組で被害を回避・軽減しています。

(2) 脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち

市内企業が世界的なサプライチェーンの脱炭素化に対応するとともに、脱炭素を原動力とする脱炭素経営が実践されることで、環境と経済が好循環しているまちの形成を目指します。

実現したイメージ

ア 市内企業が脱炭素経済への移行を円滑・着実に進め、脱炭素化を原動力とした「環境と経済の好循環」が図られています。

イ 市内企業の脱炭素経営が当たり前となり、国内外の脱炭素サプライチェーンに参画しています。

ウ 新技術の開発、脱炭素イノベーションの創出により、世界的な競争力を高めています。

エ 脱炭素の分野での国際協力が進み、国際的なプレゼンスを高めるとともに、市内企業が海外インフラビジネスに参画しています。

オ 企業において、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の考え方が浸透し、事業

活動の持続可能性を高めています。

(3) 脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち

省エネやヒートアイランド現象の緩和に対応するまちづくりの実践や次世代自動車などへの置き換え等により脱炭素に対応するとともに、気候変動の影響に適応し、レジリエンスが強化された都市基盤整備が進んだまちの形成を目指します。

実現したイメージ

ア 建築物の省エネ対策やヒートアイランド現象の緩和に対応するまちづくりが実践されているとともに、再エネ由来などの電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用が進み、脱炭素と一体となったまちづくりが進んでいます。

イ EV（電気自動車）充電設備や水素ステーションといったインフラの整備も進むことで、自動車の大半がEVやFCV（燃料電池自動車）等の次世代自動車に置き換わっています。また、環境に優しい交通ネットワークの整備が進み、多様な交通手段の充実により、誰もが気軽に移動できるまちづくりが進んでいます。

ウ 廃棄物などの様々な資源が新たなエネルギーとして再利用・有効活用されるなど、循環型の都市構造の構築が進んでいます。

エ 気候変動の影響に対応した強靱な都市基盤整備や、グリーンインフラを活用したまちづくりが進むことで、自然環境の保全とレジリエンス強化が実現しています。

3 各主体の役割

市域を対象として、市民、事業者、市の各主体が相互に連携・協働し、各種取組を推進します。

(1) 市民の役割

市民は、気候変動に関する理解を深め、日常生活において、省エネ行動の推進や再エネなどの導入に取り組むなど、脱炭素ライフスタイルへの転換に積極的に努めることが期待されます。

また、本市では多くの自治会町内会やNPO等の市民団体の皆様に地球温暖化対策に取り組んでいただいております。各団体が各主体と連携しながら、脱炭素化に向けた取組を行うことが期待されます。

気候変動への適応の観点では、市民は行政などが提供する防災情報や熱中症等の情報を収集し、自らの生命・財産を守るための「自助」の行動につなげるとともに、地域のつながりを生かした「共助」の取組を進めることが期待されます。

(2) 事業者の役割

事業者は、脱炭素化に向けたサプライチェーンマネジメントの変化や脱炭素経営への理解を深めるため、職場での環境教育をより推進するとともに、事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、温室効果ガスの排出削減に努めることが期待されます。省エネの推進や再エネなどの導入に加え、商品・エネルギー・サービスの提供では、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減を図ることも期待されます。

また、大学・研究機関等との連携による技術開発・実証・普及展開や、金融機関によるESG投資の拡大等、世界的な

潮流に沿った対応が重要です。

気候変動への適応の観点では、事業者は災害時における被害軽減や事業継続計画（BCP）の策定等を推進するとともに、将来の気候変動の影響を見据え、事業リスクの評価や適応策の検討・実施を行うことが期待されます。

(3) 市の役割

本市は、社会情勢などを踏まえた上で国・県・関係自治体、事業者、市民等との連携を図りながら、脱炭素社会の実現に向けた総合的かつ計画的な対策を推進し、計画の進捗管理を行います。また、気候変動に関する情報を市民や事業者に幅広く、分かりやすく発信するとともに、普及啓発・環境教育を推進し、市民・事業者の取組の促進などを図ります。さらに、自らの事務事業や施設において、省エネの徹底や再エネ導入等に率先して取り組みます。

気候変動への適応の観点では、気候変動に関する情報収集やモニタリング等のソフト面やインフラの整備などのハード面での対策を行うとともに、市民・事業者への情報発信や、市内事業者の技術・情報等の活用を推進します。

第 3 温室効果ガス削減目標

1 対象とする温室効果ガス

実行計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFCs ）、パーフルオロカーボン（ PFCs ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）及び三フッ化窒素（ NF_3 ）とします。

2 温室効果ガス排出削減目標

市域からの2030（令和12）年度の温室効果ガス排出削減目標として、「2013（平成25）年度比50%削減」を目指します。また、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。

3 2030年度エネルギー消費量の削減目標

2030年度50%削減時のエネルギー消費量を、2030年度トレンドケースにおけるエネルギー消費量や、50%削減に向けた各部門での削減対策の見込量により、算出します。

市域における省エネによる削減を把握するため、前実行計画と同様に2030（令和12）年度のエネルギー消費量の削減目標を設定し、2013（平成25）年度比で34%削減（168 ペタジュール）に引き上げます。

4 再生可能エネルギー導入目標

2030年度目標の達成に向けて、市域内での再エネの地産地消を推進し、再エネ設備導入量として、2030（令和12）年度に69万kWを目指します。

第4 対策

1 基本方針と重点取組

脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」である「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」を、市民・事業者・市等が全ての力を総動員し、実現するために、2030（令和12）年度をターゲットとした「基本方針」を定めるとともに、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」を新たに設定します。

(1) 基本方針

2030（令和12）年度をターゲットとし、脱炭素や気候変動への適応に関して、今後進めていく対策を幅広い分野で取りまとめるため、7つの「基本方針」を定めます。

(2) 重点取組

2050年までの脱炭素化の実現も見据えながら、基本方針に紐づく対策の中から、特に2030（令和12）年度の温室効果ガス50%削減に向けて、市内経済の循環・持続可能な発展、市民・事業者の行動変容に資する取組を選び、再構築した5つの取組を、全体をけん引するリーディングプロジェクトとして「重点取組」に設定します。

2 基本方針ごとの対策

(1) 基本方針1 環境と経済の好循環の創出

地球温暖化対策を経済成長の制約やコストと考える時代は終わり、2050年までの脱炭素化の実現や2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を経済の成長機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に資する経済社会システム全体の変革を行うGX（グリーントランスフォーメーション）の考え方が重要となります。

地球温暖化対策を市内経済の循環・持続可能な発展につなげるため、横浜のポテンシャルを生かしながら、脱炭素を原動力とした環境と経済の好循環の創出を進めます。

対策

ア 国や産業界と連携した横浜臨海部における脱炭素イノベーションの創出・カーボンニュートラルポートの形成

イ 中小企業の脱炭素経営への移行に向けた支援の充実
ウ 脱炭素ライフスタイルの実践と、環境と経済の好循環・
企業活動の持続的な成長を目指すサーキュラーエコノミー
の構築

エ 脱炭素に関する企業の誘致・集積の強化

オ スマート農業などによる先進的かつ持続可能な都市農業
の推進

(2) 基本方針 2 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進

都心部や郊外部において、様々な関係者が自然的・社会的な地域特性を踏まえた将来像を構築・共有し、再エネ導入などによる地域課題の解決を図りながら、脱炭素化と一体となったまちづくりを進めるとともに、国際園芸博覧会を契機とした新たな持続可能な都市モデルの創出に向けた取組を進めます。

また、市民・事業者・市が協議し、鉄道やバス等、公共交通機関の利用促進、自転車活用の推進、モビリティマネジメントの取組等を進め、過度にマイカーに依存しないライフスタイルへの転換を目指します。

対策

ア 「みなとみらい21地区」脱炭素先行地域の取組推進

イ 国際園芸博覧会における持続可能な都市モデルの創出、
そのレガシーを生かした上瀬谷のまちづくりの推進

ウ モデル地区の創出などの地域における脱炭素化とまちづくりの一体的な推進

エ 米軍施設の返還など、大規模土地利用転換に伴う脱炭素

なまちづくりの推進

オ 道路・鉄道ネットワークの整備、公共交通の利用促進・

低炭素化

カ シェアサイクルなど自転車利用の促進

キ 地域交通の維持・低炭素化

- (3) 基本方針 3 徹底した省エネの推進・再エネの普及・拡大
エネルギー消費量を削減するため、2030（令和12）年度の新築住宅のZEH基準への適合義務化などを見据えた住宅の断熱性能の向上や高効率機器・省エネ効果の高い家電の導入、次世代自動車等の普及拡大、EV充電器・水素ステーション等のインフラ設備の設置等を推進します。また、大都市の特性に合わせた再エネの地産地消の推進や再エネ100%電気への切替え、再エネポテンシャルの豊富な地域との広域連携を進め、再エネの普及・拡大を目指します。

対策

ア 省エネ性能のより高い住宅・建築物の普及促進

イ 次世代自動車などの普及及びインフラ整備

ウ 計画書制度などを活用した大規模排出事業者の脱炭素化
促進

エ エネルギーマネジメント・自立分散型ネットワーク構築
の推進

オ 再エネ電気への切替え促進

カ 太陽光発電などの再エネの地産地消の推進

キ 再エネに関する広域連携の推進

- (4) 基本方針 4 市民・事業者の行動変容の促進

2030年度温室効果ガス50%削減に向けて、市民・事業者が自分事として地球温暖化対策に取り組むことが不可欠です。そこで、脱炭素の重要性の浸透や意識醸成を図り、市・市民・事業者が一丸となって2050年脱炭素社会の実現を目指すため、多様な主体と連携し、あらゆる機会での普及啓発や、多様な世代への環境教育を実施し、脱炭素ライフスタイルへの転換を促します。

さらに、横浜市一般廃棄物処理基本計画などに基づき、ごみの分別の徹底に加えてリデュースの推進や、食品ロス対策、プラスチック対策等、収集から運搬、処分のあらゆる段階において削減対策を推進します。

対策

- ア 多様な主体と連携した普及啓発
- イ 市民の行動変容を加速する脱炭素ライフスタイルイノベーションの創出・展開
- ウ 市内教育機関などと連携した次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実
- エ 環境教育や普及啓発を担う次代の担い手育成
- オ プラスチックごみ、食品ロス削減対策の充実による循環型社会の形成

(5) 基本方針5 世界共通の課題である脱炭素化への貢献

地球温暖化対策を市内経済の循環・持続可能な発展につなげるために、国際技術協力や海外インフラビジネスの推進による市内企業の参画が重要となります。

本市が脱炭素に関連する国際会議や国際的にプレゼンスの

高い都市ネットワークに参加し、知見の共有や横浜の取組を世界に発信することで、国内外から多くの人や企業を惹きつけるとともに、世界的な評価の確立を図ります。

また、地球温暖化対策における都市の役割が高まる中、国内都市・地域ネットワークはますます重要になってきており、国や全国のゼロカーボンシティとの連携を強化し、地域発の脱炭素ドミノの創出を進め、脱炭素化に貢献します。

対策

- ア 海外諸都市への技術協力・海外インフラビジネスの推進
- イ 脱炭素に関連する国際会議の開催、国際的都市ネットワークとの連携の強化・情報発信によるプレゼンス向上
- ウ 国や国内のゼロカーボンシティ等との連携強化・情報発信

(6) 基本方針 6 市役所の率先行動

横浜市役所は市域の温室効果ガス排出量のうち約 5% を占める、市内最大級の排出事業者でもあり、市民・事業者への率先垂範の観点から、横浜市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の一層の削減に取り組む必要があります。

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」における削減目標を目指し、全庁一丸となって取組を進めます。

対策

- ア 公共建築物の新築・改修等における取組
- イ 再エネの導入拡大に向けた取組
- ウ 公用車における取組
- エ 施設の運用及び職員が実施する取組

オ 主要事業の特性を生かした取組

(7) 基本方針 7 気候変動の影響への適応

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化、気温上昇等に適応するため、「農業・自然環境分野」、「風水害・土砂災害等分野」、「熱中症・感染症等分野」及び「産業・経済活動分野」の4つの分野に整理し、それぞれの分野において、水循環などの自然環境の保全と自然を基盤とした解決策（N b S : Nature-based Solutions）、浸水対策や地域防災力の向上等、関連計画に基づいた対策などを進め、気候変動への適応とレジリエンス向上を進めます。

対策

ア 農業・自然環境分野の適応策の推進

イ 風水害・土砂災害等分野の適応策の推進

ウ 熱中症・感染症等分野の適応策の推進

エ 産業・経済活動分野の適応策の推進

3 重点取組

(1) 重点取組 1 横浜臨海部脱炭素イノベーションの創出

2050年脱炭素社会の実現に向けては、中長期的な視点を持って新たな技術革新を創出する必要があります。

本市は、臨海部を中心にエネルギー関連産業、製造業、物流等の日本経済を支える産業が集積しており、2050年脱炭素化の実現に向けて必要なイノベーションのポテンシャルを有しているエリアでもあります。エネルギーの一大消費地でもある本市が、このようなポテンシャルを生かし、国や立地企業等と連携して重点的にイノベーションの創出に取り組むこ

とで、国内外の脱炭素化や経済の持続可能な発展につなげる
ことが重要です。

取組の方向性

臨海部を中心とする本市のポテンシャルを生かし、水素・
アンモニア・合成メタン・液体合成燃料等について、立地企
業などの様々な主体と連携し、新たな脱炭素イノベーション
創出に向けた取組を推進するとともに、集積する臨海部産業
との連携などによる、カーボンニュートラルポートの形成を
推進します。

(2) 重点取組 2 脱炭素経営支援の充実

社会的な要請により、サプライチェーン全体に脱炭素化が
求められることで、脱炭素経営を進めていることが取引や融
資先選定等の条件になることが想定されており、温室効果ガ
ス削減と市内経済の循環・持続可能な発展のために、市内企
業が脱炭素経営に取り組み、サプライチェーンへの参加や取
引機会の増大につなげることが重要です。そのため、脱炭素
経営に向けた支援を充実する取組を重点的に行い、環境と経
済の好循環を図る必要があります。

取組の方向性

省エネをはじめとする脱炭素化の取組、成長にもつながる
循環経済への移行や持続可能な発展に向けた市内中小企業の
脱炭素経営への移行を民間金融機関などと連携し、支援策の
充実を進めます。

(3) 重点取組 3 脱炭素に対応したまちづくり

ア 都心部のまちづくり

環境省は今後の 5 年間で集中期間として、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を指定し、地域から脱炭素ドミノを起こすことで脱炭素社会の実現を進めるものとしています。

都心部は、大規模施設が集中するなどエネルギー消費が多く、地域内の再エネポテンシャルが低いという課題があります。このようなエネルギーの大消費地である都心部をモデルとして、先行して脱炭素化を目指すことが、2030（令和12）年度の50%削減に大きく寄与します。このような取組を通して、他のエリアにも脱炭素化の流れを波及させることが必要です。

取組の方向性

脱炭素先行地域「みなとみらい21地区」において、参画施設とともに2030（令和12）年度までに電力消費に伴うCO₂排出量「実質ゼロ」の達成を目指し、大都市における脱炭素化の先進モデルを構築します。

イ 郊外部のまちづくり

本市郊外部においては、地域交通や買物支援の必要性など、市民生活における課題が顕在化しているとともに、大規模な土地利用転換を踏まえた地域活性化が必要とされています。

CO₂排出量のうち家庭部門が約3割を占めるという本市の特徴を踏まえ、郊外部において、脱炭素化と地域課題の解決・にぎわいづくりを一体的に推進する先進的なモデル事業に重点的に取り組み、脱炭素の取組を市民生活レベ

ルに拡大することが必要です。

取組の方向性

国際園芸博覧会における持続可能な都市モデルの創出や、そのレガシーを上瀬谷のまちづくりに活用するとともに、郊外部を中心に「脱炭素化」と「地域課題の解決・にぎわいづくり」を一体的に推進する先進的なモデル事業の展開により、脱炭素社会を目指したまちづくりを推進します。

(4) 重点取組 4 脱炭素ライフスタイルの浸透

本市の温室効果ガス排出量の約 3 割を家庭部門が占めており、また、日本のライフサイクル温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の 6 割が家計（各世帯の行動）によるものという報告もあることから、脱炭素社会の実現には、市民一人ひとりの日常的な行動を脱炭素ライフスタイルへ転換していくことが必要です。

また、市民意識調査や脱炭素化・SDGs に関する意識調査等の結果から、これまでの普及啓発や社会的情勢により、温暖化への関心が高まっていることが分かっており、省エネを中心に徐々にその成果は表れていますが、より一層の促進が必要です。

そこで、これまでの取組を振り返りながら、関心のある層の行動変容に重きを置き、脱炭素×暮らし（衣・食・住・働く）×楽しむ×デジタル×サステナブル×経済性を組み合わせるなど、新たなコンテンツの開発や手法について検討し、検証から実装へと展開していくことが重要です。

ア 住宅の省エネ性能向上

2021（令和3）年10月に閣議決定された、新たな「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」において、「2050年に住宅のストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること」などが、国の取組方針として位置付けられました。

また、国では、この方針の実現に向けた今後の具体的な対応として、新築住宅の省エネ基準適合義務化による底上げと併せて、ZEH基準を上回る高い省エネ性能への誘導を図ることとしています。

そこで、本市では、ZEH基準を上回る「省エネ性能のより高い住宅」の普及促進を図ることで、市域における家庭部門の温室効果ガスの排出抑制をより一層進める必要があります。

取組の方向性

- (ア) 健康・快適、経済性、防災性等のメリットを市民に分かりやすく伝え、あらゆる住宅の断熱化・省エネ化の促進及び再エネの導入を進めます。
- (イ) 市内の設計・施工者の技術力向上の支援により、市内経済の活性化につなげます。

イ 再エネの導入

市域の再エネの創出ポテンシャルは2050年の電力の推計消費量に対し約1割程度と試算されています。市域で使用する電力を再エネ主体へ転換するためには市域外からの再エネ供給が不可欠であり、広域連携による再エネ導入を進

めるとともに、市域への更なる再エネの導入拡大を図るため、企業や他自治体と連携した取組を重点的に進める必要があります。

取組の方向性

- (ア) 九都県市で連携した再エネ電気共同購入キャンペーン、神奈川県と連携した太陽光発電設備・蓄電池の共同購入等、他自治体との連携による再エネ導入を推進します。
- (イ) 公共施設への太陽光発電設備の導入や焼却工場の再エネ（環境価値）の活用等、市役所が率先して再エネ拡大を進めます。

ウ 脱炭素ライフスタイル実践・サーキュラーエコノミー構築の連携した取組

大量生産・大量消費等を前提とした従来型の社会経済システム（リニアエコノミー）から、原料投入・資源消費の最小化を図りつつ付加価値の最大化を目指す経済システム（サーキュラーエコノミー）への移行が重要です。

サーキュラーエコノミーへの移行は、消費を中心とした市民生活にも密接に関係しており、脱炭素ライフスタイルの実践と同じ方向を目指した取組と言えます。そこで、市民生活における脱炭素ライフスタイルの実践に向けた取組とサーキュラーエコノミーの構築を併せた取組を重点的に行うことで、より効果的な行動変容の促進につながると考えています。

取組の方向性

脱炭素化の実現に向け、脱炭素ライフスタイルの実践と、環境と経済の好循環・企業活動の持続的な成長を目指すサーキュラーエコノミー構築を連携させた取組を、公民連携により推進します。

エ 脱炭素ライフスタイルキャンペーンなどの展開

これまでの取組や社会情勢によって、脱炭素への関心は高まりを見せ、省エネ行動に取り組む市民は増加していますが、太陽光発電設備などの再エネ設備や次世代自動車等の導入、再エネ電気への切替えといった、よりCO₂削減効果の高い行動には必ずしも結び付いていません。

家庭部門及び運輸部門の排出量削減に向けて、キャンペーンの展開などによって、市民によるCO₂削減効果の高い消費行動を一層促進していく必要があります。

取組の方向性

既存の取組から、効果的な取組を選択し強化して実施するとともに、これまでの取組の分析を踏まえながら、効果的なキャンペーンなどの実施に向けて検討し実践します。

(5) 重点取組 5 市役所の率先行動

市内最大級の温室効果ガス排出事業者（市域の約5%を排出）であり、市民や事業者に地球温暖化対策を呼びかけている本市が、市民・事業者の模範となるべく、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」における削減目標を目指し、重点的に取組を進めていく必要があります。

取組の方向性

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）の削減目標の

達成に向けて、公共建築物の新築・改修等における取組、再エネの導入拡大、公用車における温室効果ガス削減対策、運用対策の徹底等の率先した取組を推進します。

第 5 推進体制及び進捗管理

1 計画の推進体制

2030年度温室効果ガス50%削減、2050年脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、全庁一丸となって取組を推進し、併せて、市民・事業者・大学などの学校・研究機関・市民団体・市等の各主体が相互に協働・連携し、対策を推進します。

(1) 市役所の推進体制

本市では、全庁的な地球温暖化対策の取組を強力に推進するため、「温暖化対策統括本部」を、市長の直近下位の組織として、2011（平成23）年度から設置しています。市役所の推進体制として、温暖化対策統括本部が総合調整を行い、全庁的な地球温暖化対策を実施します。

目標達成に向けて、庁内が一体となり、取組を強力に推進する必要があることから、2023（令和5）年度より、これまでの副市長をトップとする温暖化対策区局長等連絡会議から、市長をトップとする庁内体制に再構築します。併せて、必要に応じた、副市長をトップとする部会の設置や区局横断的なワーキンググループなどの設置による実務レベルでの対策立案や推進を図ります。

これにより、各区局統括本部が取り組むべき方針や対策、事業等についての庁内横断的な検討・調整の一層の強化を図

ります。また、様々な機会を通じて、区・局・統括本部全体で情報を共有し、国や県、関係自治体等とも連携しながら取組を推進します。

(2) 様々な主体との連携体制

市民・事業者等との連携体制として、地球温暖化対策推進協議会や地球温暖化対策事業者協議会等の枠組みを活用するなど、国などの動きも踏まえ、各主体と連携して取り組みます。また、先進的な脱炭素化に向けた技術や知見、取組の共有、普及啓発等を目的に、ヨコハマ・エコ・スクール（YES）、横浜スマートビジネス協議会（YSBA）等の様々なネットワークも活用し、地球温暖化対策に取り組みます。

2 計画の進捗管理

計画の実効性を担保し、着実な推進を図るため、PDCAサイクルの一連の流れに沿って取組の状況などを定期的に点検・把握し、評価を行い、計画及び取組の適切な見直しを継続的に行います。

まず、Plan（計画）として、取組状況の進捗管理結果を基に、今後の取組や予算措置を検討します。予算については、国の補助事業の最大限の活用など、戦略的・総合的な予算編成を行い、対策を推進します。また、計画の進捗状況や地球温暖化対策を取り巻く国内外の状況等を踏まえ、適宜計画の見直しなどを行います。

次に、Do（実施）では、実行計画に掲げた対策の着実な推進と、市民・事業者等の様々な主体と連携した取組の推進により、計画目標の達成を目指します。

さらに、C h e c k（点検・評価）として、温室効果ガス排出量の削減目標などの達成状況を把握するため、市域の温室効果ガス排出量などを毎年度、定量的に把握・公表します。また、本計画の各対策の進捗状況を確認し、毎年度、報告書を取りまとめて公表するとともに、脱炭素条例に基づく市会への報告や、環境創造審議会への報告を行います。

最後に、A c t i o n（見直し）では、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等より、今後、さらに推進すべき対策や改善すべき点等を整理し、次年度以降の取組などに反映します。

提 案 理 由

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条の規定に基づき横浜市地球温暖化対策実行計画を策定する必要があるため、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考**地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）**

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- (1) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- (2) その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- (3) 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- (4) その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

- (5) 前各号に規定する施策の実施に関する目標
(第 4 項から第 17 項まで省略)

気候変動適応法 (抜粋)

(地域気候変動適応計画)

第 12 条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画 (その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。) を策定するよう努めるものとする。